

# 測 量 図 注 記

## [ 調査・測量の目的 ]

: 1635、1633 - 1 の国土調査時による境界誤認

: 1635 - 5 ないし 1635 - 7 の国土調査後分筆による分筆線の地籍図への未手入 ( 国土調査後、法務局に地籍図が送られる前に分筆登記がされた為、送られた地籍図には分筆線が未記入のまま )

: 1632、1633 - 2、1637 - 1 の境界誤認、もしくは測量の間違い等による境界の大幅なズレ

以上の理由から岡山市が地方税法による国土調査の修正 ( 固定資産課税台帳の登録事項の修正 ) の目的で調査・測量をし、正しい境界及び地積に修正するものである。

## [ 境界復元及び立会 ]

: 申請地及び周辺の現況測量をする為、平成 13 年に隣地 ( 1634 ) を測量した基準点 ( 1111、1112 ) を使用し、その基準点から新点 2001 ~ 2008 及び 2012 ~ 2014 の結合 ( 閉合 ) トラバース測量を行い、現況平面図を作製した。

: これと地籍図と照合した結果、1635 と 1636 - 1、1631 - 3 と 1633 - 7 ( 進入道路 )、1632 とその西側の墓地及び市道が合致し、一部大きな相違が見られるものの全体的にもほぼ合致した ( 1634 との境界は既存境界標の通り )。

: 上記基準点 ( 新点も含め ) から地籍図の境界を復元し、仮杭を設置して立会時にその仮杭を立会者に確認してもらい、多少のずれがある個所は誤差の範囲で現況構造物等に調整・移動した。大きなずれのある個所については、地図訂正及び地積更正をしなければならぬ旨関係者 ( 隣接所有者も含め ) に説明し、了解を得た。

## [ 確認事項 ]

1635 : 道路及び 1634 は昨年立会確認済み

: 1636 - 1 は復元通り

: 1633 - 1 は地籍図では借地人 田邸の南側石積擁壁になっているが、正しくは北側のブロック南面

1633 - 1 : 道路及び 1636 - 1、1638 - 1 は復元通り

: 1633 - 3 はブロック塀基礎南面

1633 - 3 : 1638 - 1、1637 - 1 はブロック塀東面 ( 一部地図訂正あり )

: 1633 - 4 はブロック塀北面 ( 溝との境 )

1633 - 2、1633 - 3 : 1637 - 1 は境界点 611、617、618、136 ( 既存コンクリートを結んだ

直線

: 1632、1631 - 2 は溝の中心 ( 612、613、614、615 )、一部狭隘な部分は無視する  
( 石垣からほぼ一定の幅にする )

: 境界点 604 は石垣下側

1632 : 1622 - 1 は 133 ( 既存コンクリート杭 )、636、635 ( 復元点 ) を結んだ直線

: 墓地 ( 1628 - 1、1629、1628 - 2、1628 - 3 ) は石垣下側 ( 631 )、墓地区画石 ( 632 )、  
632 から区画石の延長線と 633 ( 復元点を調整 ) と石垣との幅の平行線との交点 ( 637 )、  
633 を結んだ直線

: 1630 - 4 は現況石垣下側

: 1631 - 2 は 612 ( 溝中心 )、630 ( 石垣下側 ) を結んだ直線

: 道路は学校前の 622、623 については復元通り、北側道路は 635 については 復  
元通り、634 は現況の形状に追加、633 は復元点を調整。